

福祉用具を活用したケアプラン

福祉用具を活用し、利用者の“想い”を形に



社団法人 日本福祉用具供給協会

目 次

I 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の概要	2
1 福祉用具とは	2
2 福祉用具貸与の種目	2
3 サービス提供の流れ	7
II 特定（介護予防）福祉用具販売の概要	10
1 特定福祉用具とは	10
2 特定（介護予防）福祉用具販売に係る特定（介護予防）福祉用具の種目	10
3 サービス提供の流れ	11
III 利用者の状態別の対応福祉用具	14
1 福祉用具貸与の種目	18
車いす	18
車いす付属品	21
特殊寝台	23
特殊寝台付属品	24
床ずれ防止用具	25
体位変換器	26
手すり	27
スロープ	28
歩行器	29
歩行補助つえ	30
認知症老人徘徊感知機器	31
移動用リフト	32
2 特定福祉用具販売の種目	34
腰掛便座	34
特殊尿器	36
入浴補助用具	37
簡易浴槽	40
移動用リフトのつり具の部分	41
IV 住宅改修	44
1 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の対象範囲	44
2 サービス提供の流れ	45
3 理由書について	47
V 参考（告示・通知など）	54

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

I

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の概要

1 福祉用具とは

身心の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の、日常生活上の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。

2 福祉用具貸与の種目

① 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

種目			定義・説明
1	車いす	(1) 自走用標準型車いす	日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャスターのものを含む。)をいう。ただし、座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途(要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの)の自走用車いすは除かれる。
		(2) 普通型電動車いす	日本工業規格(JIS)T9203-1987に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャスターのものを含む。)をいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるものいずれも含まれる。ただし、各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあっては、車いす本体の機構に応じて(1)又は(3)に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。
		(3) 介助用標準型車いす	日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。)をいう。ただし、座位変換型を含み、浴用型及び特殊型は除かれる。
2	車いす付属品	(1) クッション又はパッド	車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。
		(2) 電動補助装置	自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。
		(3) テーブル	車いすに装着して使用することが可能なものに限る。
		(4) ブレーキ	車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。
3	特殊寝台	サイドレール ^{※2} が取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、 1 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 2 床板の高さが無段階に調整できる機能 のいずれかの機能を有するもの	
4	特殊寝台付属品	(1) サイドレール	特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。
		(2) マットレス	特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。
		(3) ベッド用手すり	特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。
		(4) テーブル	特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。
		(5) スライディングボード・スライディングマット	滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

種目	定義・説明		
5 床ずれ防止用具	(1)送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。 (2)水、エア、ケル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。		
6 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入してこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。		
7 手すり	右のいずれかに該当するものに限られる。なお、上記4の(3)に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事(ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。)を伴うものは除かれる。 (1)居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。 (2)便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。		
8 スロープ	個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。		
9 歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 1 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 2 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることができるもの ※「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。		
10 歩行補助杖	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。		
11 認知症老人徘徊感知機器	認知症老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。		
12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	右に掲げる型式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。) (1)床走行式 (2)固定式 (3)据置式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスターで床を移動し、目的の場所に人を移動させるもの 居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。 床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)		

※ 1 「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

※ 2 「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

※ 3 「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

※ A 「住宅改修告示」とは、平成11年3月31日厚生省告示第95号をいう。

② 軽度者に対する福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の制限

1 (要支援1・要支援2・要介護1)の者（以下「軽度者」という）に対する福祉用具の貸与に関しては、以下の品目について原則として保険給付の対象から外れる。

- ・車いす
- ・車いす付属品
- ・特殊寝台
- ・特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト

2 ただし、一定の事由に該当する者に対しては、保険給付の対象としての貸与が可能となる。

(1) 下記要件に該当する者に対しては、原則として、要介護認定の認定調査票（基本調査）の直近の結果を活用して客観的に判定する。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者(a)	(a)に該当する認定調査の結果
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 1 日常的に歩行が困難な者 2 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査2-5（歩行）「3.できない」 →(2)へ
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 1 日常的に起き上がりが困難な者 2 日常的に寝返りが困難な者	基本調査2-2（起き上がり）「3.できない」 基本調査2-1（寝返り）「3.できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査2-1（寝返り）「3.できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当するもの 1 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 2 移動において全介助を必要としない者	基本調査6-3（意思の伝達）「1.普通」以外、又は6-4（指示の理解）「1.介護者の指示が通じる」以外、又は6-5（ア～カ）のいずれかが「2.できない」、又は7群（ア～テ）のいずれかが「1.ない」以外 基本調査2-7（移動）「4.全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 1 日常的に立ち上がりが困難な者 2 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 3 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査3-1（立ち上がり）「3.できない」 基本調査2-6（移乗）「3.一部介助」又は「4.全介助」 →(2)へ

(2) 車いす及び移動用リフトの貸与に関する特例として、

- 車椅子 [日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者]
- 移動用リフト (具体的には段差解消機) [生活環境において段差の解消が必要と認められる者]

について該当するか否かは、主治医の意見から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が判断することができる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に記載された必要な理由を見直す頻度（少なくとも6ヶ月に1回）で行うこととする。

(3) 上記(1)及び(2)に該当しない者であっても、下記の要件のいずれかに該当し、医師の医学的な所見に基づいた上で、サービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断される場合は、その内容を記載した書面等により市町村が確認をし、その要否を判断する。

- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に
(1)表内(a)に該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに(1)表内(a)に該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から
(1)表内(a)に該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る医学的所見確認書

(指定居住介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者名) 様

記入日 平成 年 月 日

医療機関名 _____

医師氏名 _____ 印 _____

所在地 _____ 電話番号 _____

対象者	氏名		被保険者番号	
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女
	住所			
	認定調査日		要介護度	要支援1 要支援2 要介護1
	認定有効期間			

※ 該当の□欄にチェックをお願いします。

診断名	最終診察日	平成 年 月 日
症状経過等	症状経過及び検査結果・治療経過・現在の処方・既往歴及び家族歴	
□ i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者等（平成12年厚生省告示23号。以下「第23号告示」という。）第19号のイ*に該当する者	
□ ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第19号のイ*に該当するに至ることが確実に見込まれる者	
□ iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第19号のイ*に該当すると判断できる者	
必要な福祉用具の種類	□車いす □車いす付属品 □特殊寝台 □特殊寝台付属品 □床ずれ防止用具 □体位変換器 □認知症老人徘徊感知機器 □移動用リフト	

* 第23号告示第19号

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

(1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者

(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者

(4) 認知症老人徘徊感知機器

(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者

(二) 移動において全介助を必要としない者

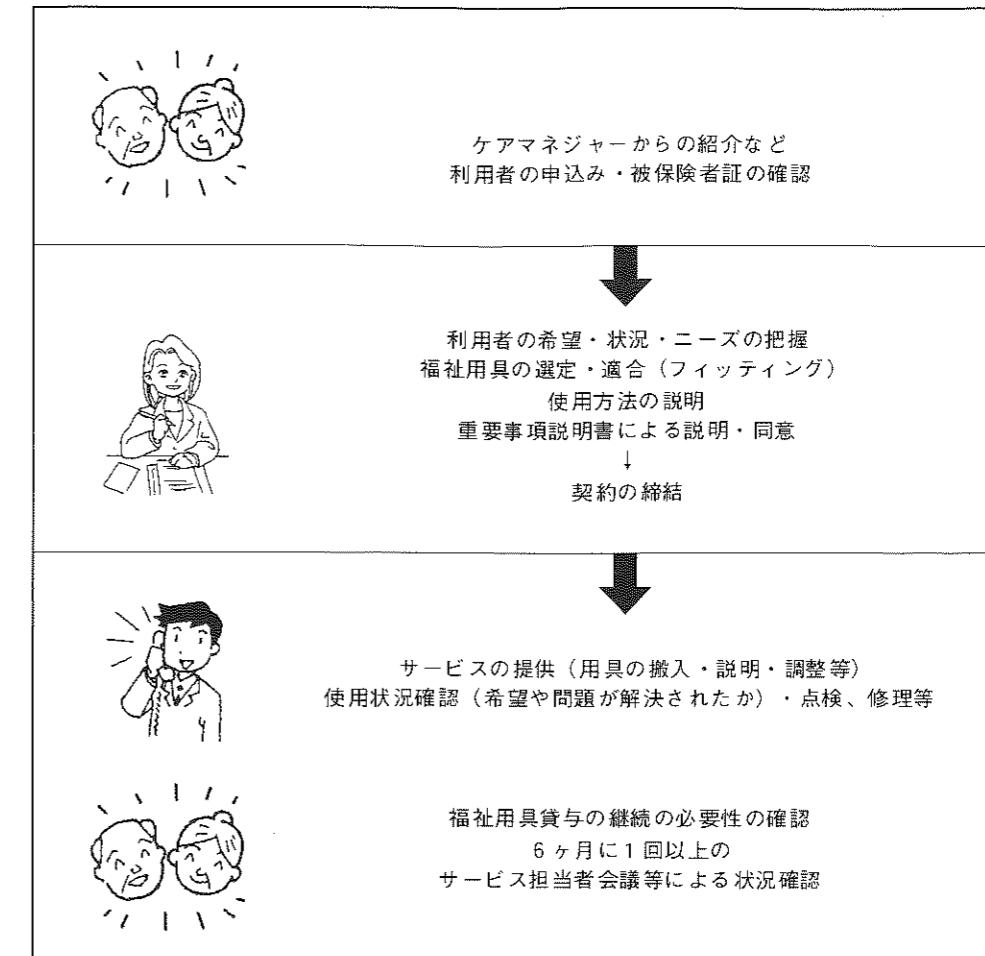
(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

(一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

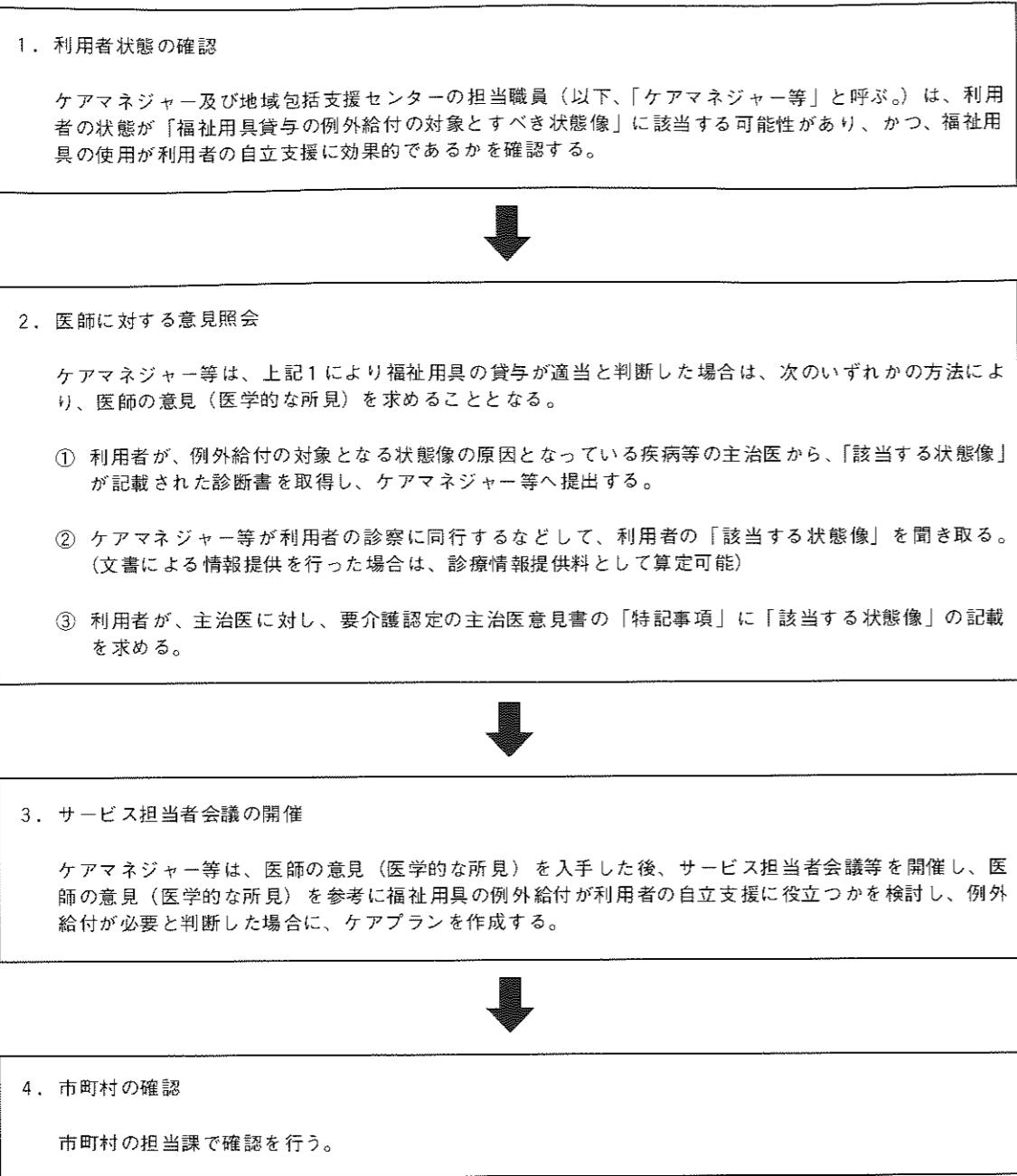
3 サービス提供の流れ

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者（地域包括支援センターなど）、福祉用具貸与事業者、医療機関等との連携が必要である。



Q	A
ショートステイ利用中の者について福祉用具貸与の算定は可能か	可能である
利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けている場合は、福祉用具貸与の算定は可能か	算定できない
介護保険施設に入所している要介護者に対して、福祉用具貸与のサービスを提供し、介護報酬を算定することは可能か	算定できない

軽度者に対する福祉用具貸与の流れ [参考例]



特定（介護予防）福祉用具販売

II

特定（介護予防）福祉用具販売の概要

1 特定福祉用具とは

特定福祉用具とは、福祉用具のうち入浴又は排泄の用に供するもので衛生上貸与が困難なものを指す。

2 特定（介護予防）福祉用具販売に係る特定（介護予防）福祉用具の種目

種目		定義・説明	
1	腰掛便座	右のいずれかに該当するものに限る。	(1)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2)洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3)電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4)便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
2	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの	
3	入浴補助用具	(1)入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 (2)浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 (3)浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 (4)入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。 (5)浴室すのこ 浴室に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 (6)浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。	
4	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のため工事を伴わないもの	「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けこと等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。
5	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。	
複合的機能を有する福祉用具について		(1)それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 (2)区分できない場合であって、購入費の支給対象となる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 (3)福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、介護保険法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。	

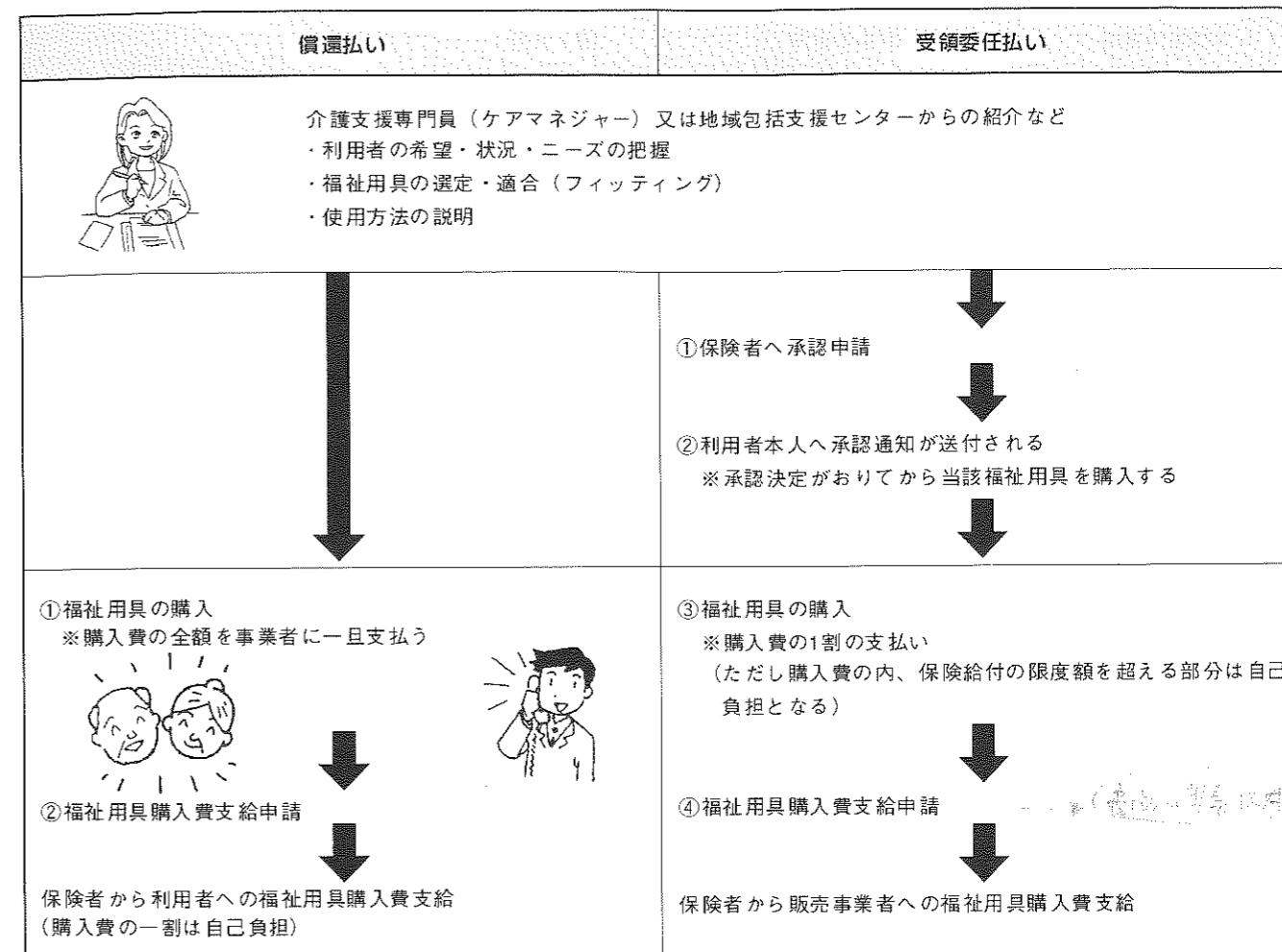
○ 特定福祉用具販売事業者について

平成18年4月より、要介護者に対する特定福祉用具販売、要支援者に対する特定介護予防福祉用具販売のそれぞれについて、都道府県知事への申請及び知事による指定が必要となった。

被保険者が当該指定を受けていない事業所で特定福祉用具を購入した場合は保険給付の対象とならない。

3 サービス提供の流れ

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者（地域包括支援センターなど）、特定福祉用具販売事業者、医療機関、市町村介護保険課等との連携が必要である。



居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額は、毎年4月1日からの12ヶ月につき10万円とする。

原則として、同一年度の間に同じ品目の福祉用具を2つ以上購入した場合は支給対象とならない。（ただし、既に購入した福祉用具が破損した場合や被保険者の要介護度が著しく高くなった場合、例外的に認められることもある。）

なお、特定福祉用具購入費において、本人又は家族等以外が製作したオーダーメイドの福祉用具についても、支給対象となる。この場合、材料から製品が出来上がるまでの費用（材料から加工・組み立て費まで）が支給対象となる。

また、福祉用具購入費の支給は代金の完済日（領収証記載の日付）を基準として支給限度額を管理する。

①平成19年に福祉用具の引渡し、平成20年に代金支払い	→ 平成20年において限度額管理
②平成19年に福祉用具の引渡し・代金支払い、平成20年に保険請求	→ 平成19年において限度額管理
③2月6日に福祉用具を引き渡した後死亡し、3月7日に代金支払い	→ 保険給付の請求はできない

介護保険 居宅介護・（介護予防）特定福祉用具購入費 支給申請書

フリガナ			被保険者証番号						
氏名									
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日								
福祉用具名 (種目名及び商品名)	事業者番号		購入金額	福祉用具が必要な理由					
	製造事業者名及び販売事業者名		購入日						
			円						
			年 月 日						
			円						
			年 月 日						
			円						
			年 月 日						
購入金額合計			円						

○○市区長様

上記のとおり、関係書類を添えて 居宅介護・介護予防 特定福祉用具購入費の支給を申請します。

平成 年 月 日

申請者 (住所)

(電話番号)

(氏名)

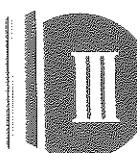
印

- <注意>・この申請書に、領収証及び購入した福祉用具のパンフレット等を添付してください。
・対象となる福祉用具を複数購入した場合は、「福祉用具が必要な理由」についても個々の用具ごとに記載してください。欄内に記載が困難な場合は裏面に記載してください。

居宅介護・介護予防 特定福祉用具購入費を下記の口座に振り込み願います。

口座振込 依頼欄	銀行・農協 信用金庫・信用組合		本店 支店 出張所	種別	口座番号					
	金融機関コード				店舗コード		1 普通預金	2 当座預金		
フリガナ										
口座名義人										

福祉用具機種別アプローチ



利用者の状態別の対応福祉用具

利用者が何ができる何ができないかについて、身体機能・精神心理・社会・生活環境面から把握を行います。

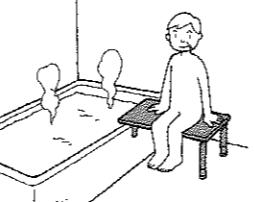
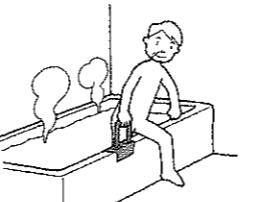
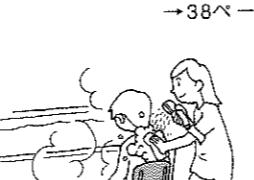
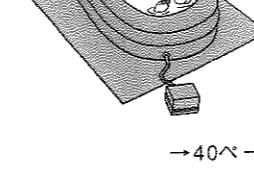
ADL【起居（寝返り・起き上がり）】

本人の希望する状態	現在の状態	本人の潜在的能力	目標を具体化するための方法
できるだけ起き上がりを自力で行えるようしたい	<p>【身体機能面】 </p> <p>【精神心理面】 介護者にあまり負担をかけたくないと思っている できるだけ自分でできることは自分でしたい</p> <p>【社会・生活環境面】 介護する人はいるが体力がない 寝室は6畳である 介護者は同じ寝室で寝ている 寝室に仏壇がある</p> <p>自力で何かにつかまることはできる つかまるものがしっかりといると寝返り・起き上がりができる リモコン操作ができる ベッドの背が20度上がれば自分で起き上がりができる ベッドの高さが38cmであれば一人で立ち上がることができる</p>	<p>自力で何かにつかまることはできる つかまるものがしっかりとないと寝返り・起き上がりができる リモコン操作ができる ベッドの背が20度上がれば自分で起き上がりができる ベッドの高さが38cmであれば一人で立ち上がることができ</p>	<p>→23ページ</p> <p>→23ページ</p> <p>→24ページ</p> <p>→25ページ 26ページ</p>
介助で起き上がりを行っているつかまとところがなくて起き上がりない			
もう少し楽に寝返りを打ちたい			
自力での寝返りが困難である			

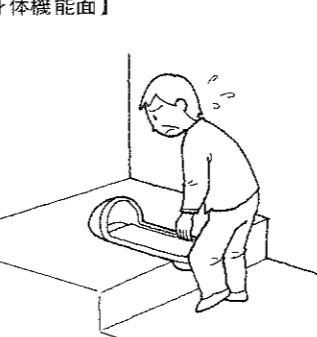
ADL【歩行（歩行・移乗・移動）】

本人の希望する状態	現在の状態	本人の潜在的能力	目標を具体化するための方法
歩行時ふらつくので怖い	<p>【身体機能面】 </p> <p>自力で移動できるようにしたい</p> <p>買い物に行きたい</p> <p>散歩がしたい</p>	<p>【精神心理面】 外出に意欲的である リハビリにも意欲的である</p> <p>【社会・生活環境面】 廊下などでは壁に手をつくななどして歩行している 室内に十分な広さがある 屋内に3cmの段差が多い 玄関から門扉まで段差が10cmある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行バランスが悪い ・立位バランスが悪い ・右下肢に筋力低下がある ・左膝が痛い ・移乗ができない 	<p>ちょっとした支えで十分移動できる</p> <p>室内に伝わるものがあれば安全に歩行ができる</p> <p>両上肢に麻痺はなく、座位は保てるので車いすでの移動は可能である</p> <p>両下肢に麻痺はないので車いすで足駆動が可能である</p> <p>→30ページ</p> <p>→27ページ</p> <p>→44ページ</p> <p>→29ページ</p> <p>→28ページ</p> <p>→18ページ 19ページ 20ページ</p> <p>→32ページ 41ページ</p>

ADL【入浴】

本人の希望する状態	現在の状態	本人の潜在的能力	目標を具体化するための方法
介助者に負担をかけない程度に姿勢を保持したい	【身体機能面】 <ul style="list-style-type: none">・またぎ動作が不安定である・歩行時ふらつきがある・筋力が低下して足が上がりにくい・立った状態で衣服の着脱をするときにふらつきがある・膝に拘縮があり浴槽をまたぐのが大変である 【精神心理面】 滑りやすい浴室に不安を感じている	何か支えがあれば姿勢保持ができる	 →39ページ
安全に入浴したい	浴室までの移動にふらつきがあり不安である	血圧などは比較的安定している	 →40ページ
毎日お風呂に入りたい	【社会・生活環境面】 浴槽が深く、またぎ動作が不安定である	手すりがあれば段差の昇降が可能	 →38ページ
着替える時にふらつかないようにしたい	室内に十分な広さがある	つかまるものがあれば立位でまたぐことができる	 →38ページ
浴槽をまたぎやすくしたい	38cmのイスに座れば立ち上がれる	いすに座れば足を上げることができる	 →38ページ
浴室の出入りを安全に行いたい	いすに座れば足を上げることができ		 →37ページ
湯船につかる時間がほしい			 →40ページ
・体を洗う際の座位が不安定である			
・臥床時間が多く清拭が多い			

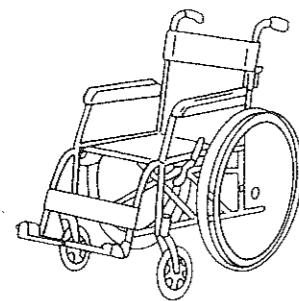
ADL【排泄】

本人の希望する状態	現在の状態	本人の潜在的能力	目標を具体化するための方法
オムツなどの使用ではなく、トイレを利用したい	【身体機能面】	【精神心理面】 立ったり座ったりに不安がある	 →34ページ
立ち上がるのを楽にしたい	段差が5cm以内であれば上り下りが可能	トイレに行くまで漏らしてしまうので楽に移動できるようにしたい	 →34ページ
トイレに行くまで漏らしてしまうので楽に移動できるようにしたい	手すりがあれば段差の昇降が可能	和式トイレにしゃがんだり、立ち上がるのが大変	 →34ページ
和式トイレにしゃがんだり、立ち上がるのが大変	つかまるものがあれば立位でまたぐことができる	洋式便座でも立ち上がりが困難である	 →44ページ
和式トイレで広さが半畳しかない	38cmのイスに座れば立ち上がれる	トイレまで間に合わないときがある	 →35ページ
居室からトイレまでが遠い	いすに座れば足を上げることができる		
円背なので横手すりならば引っ張って立ち上がれる			
手すりにもたれかかれば下衣の上げ下ろしが可能である			
トイレが近くにあれば間に合う			

1 福祉用具貸与の種目

車いす

車いすは歩行困難な方が利用する福祉用具です。車いすを利用することにより室内・外の移動の自立支援・社会参加へのアプローチとなります。また、介護力が十分でない場合も利用者の移動を容易にするものです。



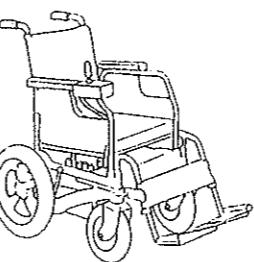
自走用標準型車いす

用具の構造・特徴など

- 自走式車いすは、主に後輪の外側についているハンドリムと呼ばれる輪を押して進むタイプのものです。このため後輪（駆動輪）が大きくなっています。
- ブレーキなどは、本人が操作することを前提とした位置（後輪前方）についています。
- 坂を上るときなど本人の力では難しい場合もあり、ほとんどのものにいすの背の後ろに介助者用のグリップがついています。

用途・適用の留意点

- 車いすの調整要素はシートの幅や奥行きに始まり、アームレストの高さ、フットレスト位置など数多くあります。身体側の寸法だけでなく、座位保持能力の差や拘縮の有無など様々な状況があります。この両者のフィッティングを知識のない人間が行うことは難しく、福祉用具専門相談員など専門家に相談した上で選択することが望されます。
- 手動で駆動輪を操作する力があることが条件となります。ハンドリムは握力等を考慮の上、材質・太さに留意してください。また、ゴム製のカバーなどもあるので利用しましょう。
- 室内で利用する場合、廊下幅や回転半径、段差の影響を受けますので住宅状況のチェックが必要です。
- 長時間使用する場合等は圧迫・褥瘡の予防のためにクッション等の利用を検討してください。
- 住環境の変更が必要な場合、福祉用具貸与対象のスロープの利用や住宅改修費利用による床段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替えについても合わせて検討してください。
- 屋外使用の場合、中距離・坂道などの対応には電動駆動ユニットの利用についても検討してください。
- 電動駆動ユニットの利用の場合には、高次脳機能障害や注意力障害がないことを他職種との連携を行って確認してください。



普通型電動車いす

用具の構造・特徴など

- 電動車いすは、車輪を電動モーターで駆動する車いすで、上肢に力のない人でも、ジョイスティック、ハンドルなどのコントロール部を操作できれば使用することができます。
- ジョイスティック等で操作するいす型の電動車いすは左右の動輪を独立したモーターで駆動し、後輪駆動のものと前輪駆動のものがあります。
- ハンドル操作の車いすは電動三輪車・四輪車と呼ばれることが多く、専ら屋外を走行することが目的です。ただし、道路交通法上は電動車いすに乗った歩行者とみなされ、運転免許は不要です。
- 座席の下にバッテリーを積んでいるため相当の重量があります。80kgを超すものもあり、段差などを越えるために持ち上げるのは困難です。

用途・適用の留意点

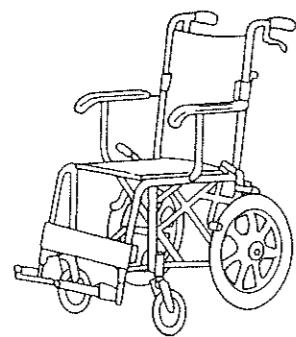
- 室内で利用する場合、廊下幅や回転半径、段差に気をつけましょう。手動式に比べ、重量が重いため、床材等の変更が必要な場合もあります。
- 利用者の身体機能に合った操縦装置の選択が必要です。
- 使用環境やバッテリーの残量には特に留意する必要があります。1回の充電あたりの走行距離などバッテリー容量・重量によって異なってきます。最高速度は時速6km以下に制限されています。

【いす型車いす】

- 後輪駆動のものは前輪がキャスターであり、回転半径は小さく、動輪の左右の回転を反対にすることによって、その場回転もできます。
- 前輪駆動のものは、操舵を動力で行うので片流れの路面などでも安定した走行ができますが、舵角が大きく切れないので回転半径は大きくなります。
- シートのサイズについては一定であるケースが多いので、導入にあたっては、できるだけ身体に合ったものを選択してください。

【電動三輪車・四輪車】

- スクーターに近い操舵を本人が行って路上を走行するものであり、自分で乗り降りのできる身体状況であることが必要です。
- スクーターと違い、旋回をした場合に車体が傾かないので体が外側に振られることになり、低速といっても危険が伴う場合があります。



介助用標準型車いす

用具の構造・特徴など

- 移動に必要な操作を介助者が行うことを前提とした車いすで、後輪にハンドリムがついていないものです。
- 自走式標準型車いすに比べ後輪が小さく、概ね16インチのものが使用されています。
- 介助者の握るグリップがついています。
- 駐車ブレーキの位置も、介助者が使う前提で後輪の後方についているものが多いです。介助者用グリップに制動ブレーキのあるものもあります。
- 段差を乗り越えるときに前輪を持ち上げるために介助者が足をかけるフレームと一体となったティッピングレバーというレバーがついています。

用途・適用の留意点

- 基本的な事項、本人への適合については、自走型と同じです。
- 介助者の介助動作のし易さも選択の重要な要素となります。例えば、アームレストが倒れたり、取り外せるもの、フットレストも外に跳ね上がったり、取り外せるものは移乗介助の際に便利です。
- 家庭内で寝室から居間のいすに移動するといった短時間の使用であるのか、長い時間をその上で過ごすことがあるかも、どの程度の車いすを選ぶかの条件となります。
- 自走式同様、本人の意思や身体への適合を重視し、福祉用具専門相談員など専門家の相談を受けて選定することが望されます。
- 屋内で利用する場合、廊下幅や回転半径、段差の影響を受けますので住宅状況のチェックが必要です。
- 住環境の変更が必要な場合、福祉用具貸与対象のスロープの利用や住宅改修費用による床段差の解消、床材の変更、引き戸等への扉の取替えについても合わせて検討してください。
- 坂道など傾斜を降りる場合は後退して降りましょう。シートベルトが装備されているものもありますが、坂道での転落防止などが目的で、本人の自由意志で外せない場合には身体拘束となる場合があります。また、ベルトによる圧迫があるので注意が必要です。
- 外出時、中距離・坂道など日常介護される方の体力がおぼつかない場合には電動駆動ユニットの利用等も検討してください。

車いす付属品

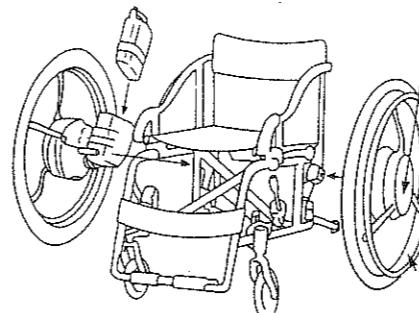
クッション又はパッド、電動補助装置等であって、車いすと一緒に貸与されるものに限ります。車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいいます。

用具の構造・特徴など

- 臀部や背中への圧力を減少（除圧）させたり、姿勢保持のために使用します。
- ウレタンフォーム製、ゲル、圧の調整可能なエアセルを配置したもの、本人の臀部の形に合わせて形状を調整できるものなどがあります。

用途・適用の留意点

- 車いすの多くは、フレームに布を張った座面となっており、長時間座るのに適したものではありません。適切なクッションを使用することが必要です。
- クッションを置くと座面の高さが変化するので、体とフットサポートやアームサポートとの距離も変化します。クッションは車いすと同時に選択し、適合させることが必要です。
- クッションの材質により、効果は異なりますので目的に応じた材質の選択が必要です。



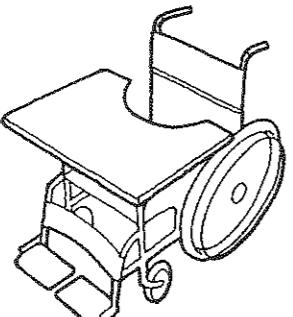
電動補助装置

用具の構造・特徴など

- 自走式や介助式の車いすに装着することにより駆動を補助する装置です。
- 本人又は介助者など車いすを操作する方の駆動力や体力が低下している場合、屋外で中距離や坂道等を移動する際に装着し利用します。
- 通常の後輪をホイール自体に小型のモーターを組み込んだ後輪に交換し、自操ないし介助により動かされたときに、この動きを検知してモーターを動かすものが代表的ですが、バックレストの裏にモーターと独立した動輪を組みこんだパックを装着するものもあります。
- 自走式車いす用・介助式車いす用それぞれあります。

用途・適用の留意点

- 車輪を電動駆動輪として交換するものや、そのまま取り付けられるものなどがあります。利用している車いすに取り付けが可能か、適合のチェックが必要です。
- 補助装置の駆動力のみに頼って長距離を移動することは適当ではありません。介助の補助動力としての利用や、室内や家の近くの移動での使用が適しています。



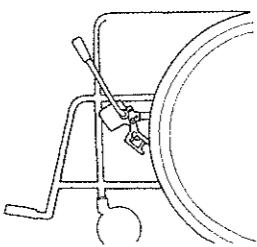
テーブル

用具の構造・特徴など

- 自走式の車いすに乗っている場合の、飲食の際に用いるなどします。アームレストの上に取付け・取外しができるようになっています。

用途・適用の留意点

- アームレストの上に固定するものであり、車いすにしっかりと装着できるか、前後の幅は使用時に腹部を押したりしないか、使用時に座高に対しての高さが不便でないかなどを確認してください。



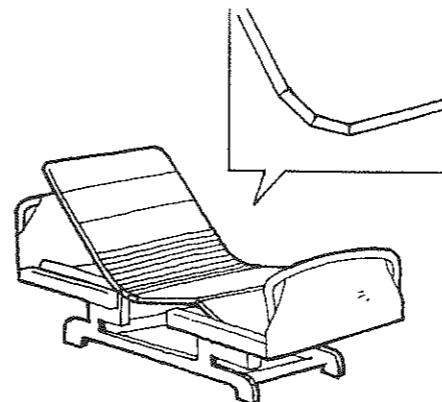
ブレーキ

用具の構造・特徴など

- ブレーキ装置のない車いすに取り付けるものです。

特殊寝台

特殊寝台はベッドの背や脚の部分を持ち上がったり、ベッド自体の床からの高さを調節できたりする機能が備わっているものです。本人の離床動作を楽にしたり、介助者の介助時の腰への負担を軽減したりします。



特殊寝台

用具の構造・特徴など

- 操作方法（もしくは操作形式）にあたっては手動でレバーをまわして行うものもありますが、電動モーターによる可動形式のものが多くなっています。電動式のもの多くはコードでつながれた操作装置（リモコン）があり、本人が操作できるようになっています。

【背上げ機構・足上げ機構】

- 背の部分が無段階的にリクライニングできるようになっており、ベッド上で座位を保てるようになっています。これにより起居動作が楽に行えます。
- 背上げのみの場合、坐骨及び踵骨部へのずれや腹部への圧迫があります。足上げを先に操作することによりずれや圧迫を減少させ、座位保持が楽になります。

【高さ調節機構】

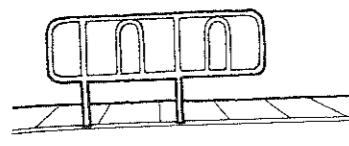
- ベッドから離床する際にベッドの縁からの立ち上がりの動作を楽しめます。
- 介護者の介護時の腰への負担等を軽減します。

用途・適用の留意点

- 場所をとるため寝室にどのように配置するかを十分に検討します。トイレや他の部屋への移動といった生活動線や介護者の介護スペース、リフト・車いすなど他の福祉用具との複合利用する場合にその配置、操作スペースを考慮します。また、電動式のものはかなりの総重量になるものもあり、住宅改修費の利用による床板の補強も必要となる場合があります。高さ調節機構の昇降に際し、円弧を描くものもあり壁面との間隔等も考慮の上設置することが必要です。
- 床面積（マットレス幅）が限られているため、仰向けからうつ伏せまで体を反転する際に布団上に比べて動きに制約がでます。
- 電動式の場合、掃除などの際に電源部分（コンセント）が抜け、故障と誤認することも生じます。
- リモコン操作を行う際には手や足など体が機械に巻き込まれないように注意が必要です。

特殊寝台付属品

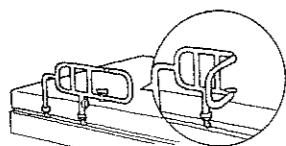
特殊寝台と一緒に使用され、利用することにより特殊寝台の利用効果の増進につながる付属品をいいます。



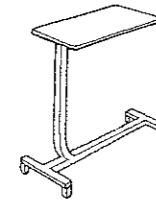
サイドレール



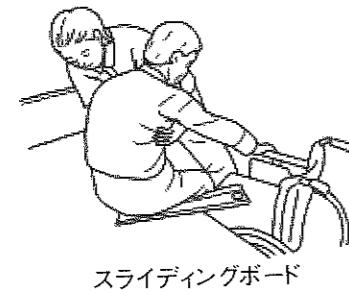
マットレス



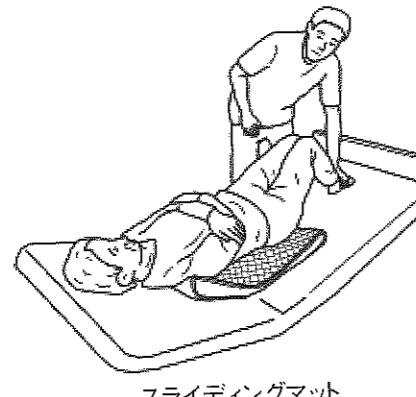
ベッド用手すり



テーブル



スライディングボード



スライディングマット

- ベッドの側面に取り付けることにより、利用者や布団のベッドからの落下を防止します。ベッド自体に差し込む方式や折りたたみ方式のものがあります。

- 背上げや足上げ機能に対応したマットレスであり、身体状況に応じたマットレスの硬さを選び、床ずれの危険性がある場合には、床ずれ防止用具を選択するなどしてください。

- ベッドの側面に取り付けが可能な小型形状のものであって、寝返りや起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものです。
- 高さ調節が可能なものや回転式で移乗を容易にするため補助するもの、差込式（左図参照）などがあります。

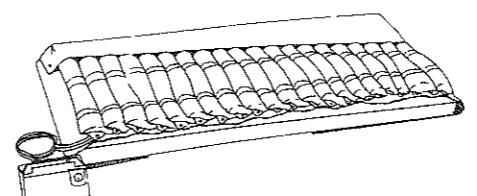
- ベッド上で食事をする等の際に使用するものです。サイドレールに渡す方式のものやキャスター付でベッドを門型に囲うもの、サイドテーブル式のもの（左図参照）があります。ベッド下の形状や使用方法に合わせて適合するテーブルを選択することが必要です。

- 座ったまま横に移乗するための橋渡しの機能をするものです。表面をすべるような構造にして臀部の摩擦が最小になるように考えられています。ベッドから車いす、車いすから自動車などへ座った姿勢のまま移乗させるときに用います。

- ベッド上の位置変換補助（ベッド下方にずり下がった人を頭部のほうへ引き上げる）、ベッド上の寝返り補助、ベッドに寝たままの姿勢でストレッチャーなどへの水平移乗補助、ベッドと車いす間への座位移乗などの補助に用います。

床ずれ防止用具

自力で体位変換ができない場合、長時間の臥床など、持続した圧迫や摩擦などによって床ずれが生じる場合があります。空気や水などを利用したマットであり、圧を分散することにより圧迫部位への圧力を減少することを目的として使用するものです。



床ずれ防止用具

用具の構造・特徴など

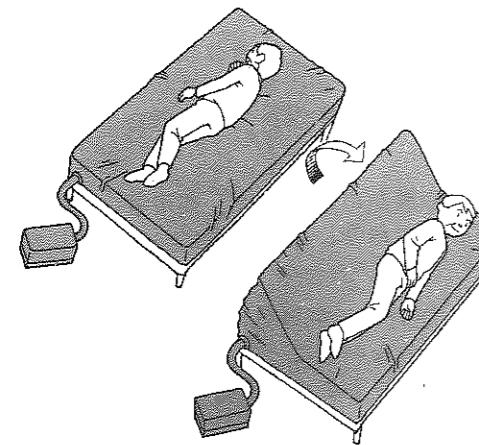
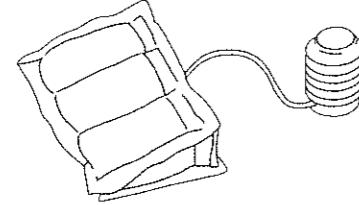
- 床ずれを防止する用具として圧迫を減少させるために、エア方式・ウォーター方式などで複数のエアセルなどを膨張・収縮させて支持面を変化させる動的なものと、ゲル・ウレタン等の素材で広い面で支えることにより体圧を分散させる静的なものがあります。

用途・適用の留意点

- 用具の選択にあたっては、寝返りができる身体状況であればクッション素材の製品、自力での寝返りが困難な身体状況であれば体圧分散効果の高いエアマットを選択するなど、状態によって選定機種が異なってきます。
- 床ずれ防止用具の導入時期や製品の選択には、利用者の身体状態についての正確な把握が必要であり、適合状況について常に慎重である必要があります。
- 床ずれが発生する原因は、圧力の継続以外にも、皮膚への摩擦、るいそう、尿や便などの化学的な刺激による皮膚状態、全身栄養状態などがあり、減圧対策以外にもこのような原因への対処を行っていく必要があります。

体位変換器

空気パッド等を体の下に挿入することによって利用者の体位を容易に変換できる機能をもち、介助者にとって体力的に大きな負担となる寝返り介助を補助するものです。



体位変換器

用具の構造・特徴など

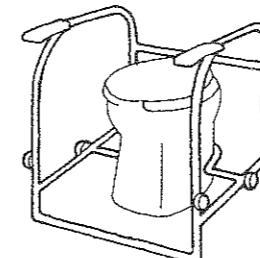
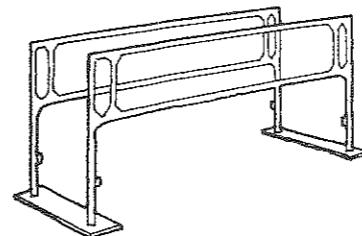
- 体位変換を行う用具には、エアーポンプなど動力により寝ている面全体を周期的に傾けるものと、人力で行う寝返り介助を補助する用具があります。
- 前者の用具としては、エアマットの左右の空気圧を周期的に切り替えるものがあります。
- 後者の補助用具には、寝た状態の背中の下に、棒状、板状、あるいは楔状のものを差込み、介助者がてこの原理により少ない力で体位を変えることができるもの、また、あらかじめ摩擦の少ないシートをシーツや体の下に敷きこんでおいてシーツやシートを引くことにより体位を変えるものなどがあります。

用途・適用の留意点

- 寝返り介助は、一定の頻度で深夜でも行う必要があるため介助者にとって大きな負担となる介助です。用具の選択にあたっては、本人の状態と、介助者の人力で行い得る介護の範囲を総合的に判断して決定することが望されます。
- 人力を補助する用具を使用の場合、介助者の力の不足はカバーするものの、体位変換頻度の問題を解決するものではありません。
- 動力による用具を使用の場合、寝ている面が自動的・周期的に交互に傾く動作のため、本人が不快感を訴えることもあります。
- 動力による用具を使用の場合、角度によってはずれが生じ、そのずれによって床ずれができてしまう場合がありますので注意が必要です。

手すり

居宅の床もしくはトイレにおいて使用します。身体を支えることにより転倒予防や移動、車いすへの移乗を助けるもので、手すりは取り付けに当たって、特別な工事を伴わないものに限ります。



手すり

用具の構造・特徴など

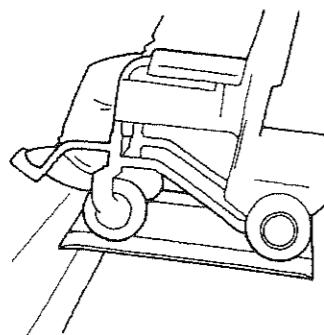
- 平行棒方式で廊下などで使用するものやトイレの便器を囲む方式のものなどがあります。また、天井と床の間に突っ張り棒として固定する垂直なバー方式のものもあります。
- 設置の際は、脚部等のスペースが必要となります。

用途・適用の留意点

- 平行棒方式のものは、底面の面積を置くだけのスペースが床の上に必要です。
- 便器を囲む方式のものは、便器自体がしっかりと固定されているかの確認、左右の壁に突っ張り棒を伸ばして固定するものは壁面の強度の確認が不可欠です。
- 垂直なバー方式は、天井の構造・材料によっては不安定になる場合もあるため、設置にあたって留意してください。
- 材質は金属製やプラスティック製、木製などがあります。握りの太さも数種あります。

スロープ

段差を解消するためのものであって、取付けに工事を必要としないものに限ります。スロープは、主に車いすや車輪付きの歩行器のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消の福祉用具です。



スロープ

用具の構造・特徴など

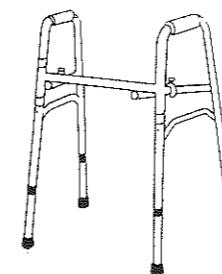
- 金属製・強化プラスティック製などの材質でできています。携行用に折りたたみが可能なものもあります。
- スロープ部分が一枚板となっているものや車いすの車輪に合わせ2本型になっているものがあり、重量が異なってきます。使用する場所や介助者の体力を考慮して選択してください。

用途・適用の留意点

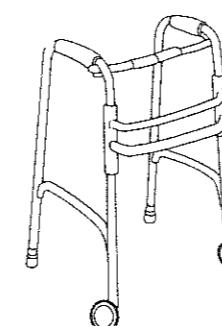
- 選択すべきスロープは、スロープを置く段差の場所・高さ、移動機器は何かによって異なってきます。携帯型のものでも、重い電動車いすで使用する場合はしっかりとした構造のものが必要となります。
- 介助者が車いすを押して階段を上る場合は、レールのように車いすの車輪部分のみを載せるスロープの場合、車いすのグリップ高さが介助者にとって高くなるので押しにくくなってしまいます。
- スロープの勾配は、高さに対して長さが10倍程度必要とします。
- スロープの勾配は、段差の高さとスロープの長さによって決まるため、大きな段差を緩い勾配にするためには長いスロープが必要となります。
- スロープに対して移動機器が進入するためには、スロープの前後に一定のスペースが必要です。

歩行器

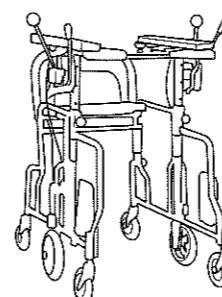
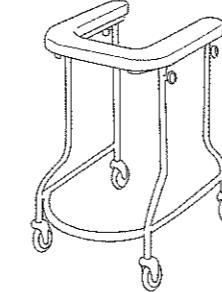
左右を斜方形にずらすようになっていて交互に動かすタイプとフレーム全体を持ち上げて前へ置く繰り返しをして進むタイプ、脚にキャスターがついて、押して進むタイプなどがあります。

**用具の構造・特徴など**

- 四つの脚がフレームで繋がった構造の歩行補助用具や、脚部に車輪があるものもあり、二輪・三輪・四輪のほか、六輪のタイプも福祉用具貸与の対象となっています。
- 交互型は、左右のフレームの連結が菱形にずれるようになっていて、これを交互に動かして進むタイプで、体幹のバランスが取れる場合に使用します。
- 固定型は、フレーム全体が固定されていて持ち上げて前につくことを繰り返して進むタイプで、体幹がねじれない方が主に対象となります。
- 高さ調節機能が付いているので、利用者に合わせて調整するようにしましょう。
- 折りたたみ機能の付いているものもありますが、折りたたみ機能が付いていないものより重くなる場合があります。

**用途・適用の留意点**

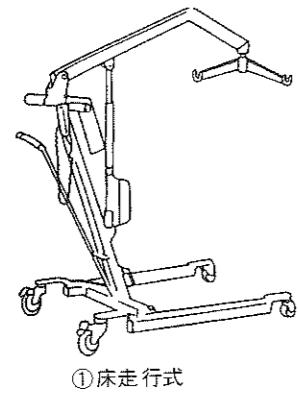
- 本人の歩行機能の状況に応じて機能（車輪の有無など）を考慮して選んでください。
- 在宅において使用する場合、敷居や段差の解消、回転スペースが必要となります。
- いすやかごがついたものもあり、環境と歩行能力や握力に応じて、ブレーキつきなどを選んでください。シルバーカーとは違い、屋外での用途は限定されています。傾斜での使用は危険であるため、実際上屋外での使用はしないようにしましょう。



歩行器

移動用リフト

自力での移動が困難で車いすなどへの移動を補助し、介助の負担を軽減します。取り付けに住宅の改修を伴うものは除きます。



①床走行式

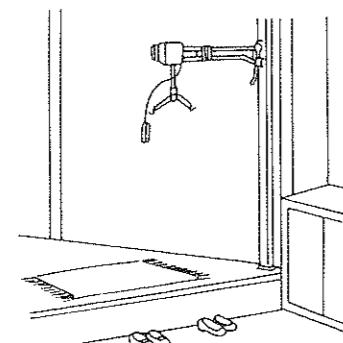
用具の構造・特徴など

①床走行式リフト

- ・つり具をかけるハンガーを取り付けたアームとその基点を支えるマスト、マストを支え左右に開閉して全体を支持するベースからなります。
- ・ベースにはキャスターがついており、リフト自体が動くので利用者をつり上げた状態で移動することができますが、あくまでも移乗機器なので居室での方向転換に使用し、利用者本人をつり上げたまま廊下などを移動しないようにしましょう。
- ・アームが電動、油圧などで上下します。製品によってはアーム全体がマストに沿って上下に動くものもあります。

②固定式リフト

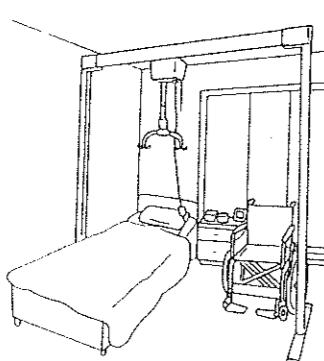
- ・ベッドサイドで使用するものは床走行式リフトと同じ基本構造ですが、ベースをベッドのベースフレームに固定されており、ベッドの重さで抑えるものがあります。
- ・浴室で利用するものは、浴室の天井と床の間に突っ張る形で支柱をセッティングし、支柱を軸にして回転するアームとベルトスリングの巻き上げを組み合わせたもの、アームの上下と軸回転を組み合わせたものなどがあります。
- ・浴槽の中に固定設置して上下の動作によって入浴介助を補助するものもあります。
- ・動力も電動以外に、人力巻上げ式や水道圧利用のものがあり、電動式のものには支柱部分を玄関に設置して玄関用とできるものもあります。
- ・支柱部分を複数の場所に設置し、駆動部分は持ち運んで使用できるものもあります。



②固定式

③据置式リフト

- ・寝室のベッドの上などに門型の檻（やぐら）を組み、本体部分が上のレールに沿って移動、本体下面から伸びるベルトの下にハンガー（つり具をかける部分）が取り付けられ、モーターによるベルト巻上げで身体をつり上げるものです。レールの範囲内での横移動が可能です。
- ・檻の脚を部屋の四隅に立て、天井に“H”の字のレールを設けるものでは、本体が真中のレールに沿って左右に移動する動きと、真中のレール自体が縦に動く動きの組み合わせで、利用者をついた状態で部屋の中でのどの場所へも移動させることができます。



③据置式

移動用リフト

⑤段差解消機

- ・玄関先の地面において天板の上下移動により車椅子ごと人を持ち上げるなどして、入り口までの段差をリフトアップして解消するものです。

用途・適用の留意点

- ・リフトの機械自体は福祉用具貸与の対象で、つり具については特定福祉用具として福祉用具購入費の対象となっています。

- ・設置又は利用するにあたっては、床面などの強化・改修が必要となることがあります。その際は住宅改修費の利用も検討してください。

①床走行式リフト

- ・床走行式リフトのベースはスペースをとります。居室を走行するためには段差がないこと、回転する場合などのスペースがあることが必要となります。ベッド周辺の移乗のみであれば、据置式または固定式のリフトの方がスペースをとりません。
- ・ベッドからの移乗に使用する際は、ベース部分をベッドの下に差し込む必要があります、ベッドのフレームの下にその空間があることの確認が必要となります。
- ・簡易リフトはベースの占めるスペースが床走行式より小さいので小回りがききますが、利用者が座位のとれることが条件となります。

②固定式リフト

- ・固定式の場合、操作範囲が限られるため、取り付け位置を十分に検討することが必要となります。
- ・支柱を張るタイプのものは、天井や壁に十分な強度が必要ですので支柱等の補強工事が必要となることがあります。
- ・浴室用のうち、水道圧を利用するものは、水道圧が低いと利用できないので事前の確認が必要です。

③据置式リフト

- ・据置式は、床の面積を取らずに部屋の中の横移動ができ、天井走行リフトのように住宅改修を必要としません。ただし、門型の場合は檻のベースの部分はデッドスペースになり、支柱の間近につり下ろすことはできません。動線を考慮の上設置する必要があります。
- ・檻のベース部分が介護者の動線を妨げる場合がありますので、本人の動線だけでなく、介護者の生活動線の確認が必要です。
- ・檻が、蛍光灯・エアコン・天袋に干渉し、これらが使えなくなったりリフトが設置できなくなったりすることがありますので注意が必要です。
- ・別の部屋に設けたレールに本体部分を架け替えて使用することができるポータブル式のものもあります。

2 特定福祉用具販売の種目

腰掛便座

トイレや寝室などで使う用具です。トイレでの腰掛や立ち上がりをサポートします。大きく分けて4つのタイプがあります

- ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ・洋式便器に取り付けて、高さを補うもの
- ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器



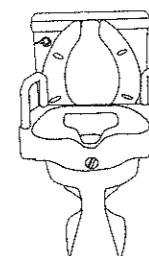
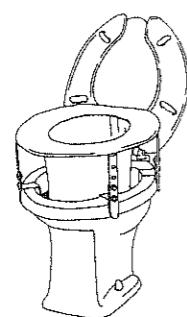
据置式便座

用具の構造・特徴など

- ・一般的に据置式便座と呼ばれ和式便器の上に腰掛式（洋式）便器をのせるものです。
- ・腰掛式にし、高さを合わせることにより立ち座りの動作を楽にします。
- ・左図のような段差式の和式便器に対応するもの、また段差のない床式和式便器に対応するものがあります。

用途・適用の留意点

- ・立ち座りが困難な方に有効です。
- ・腰掛式への変更により立ち上がり時に頭部等がドアや壁にぶつからないように注意が必要です。
- ・姿勢保持が不安定な場合は手すり等を取り付けることも検討しましょう。



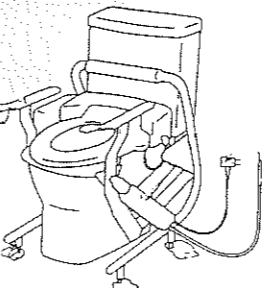
補高便座

用具の構造・特徴など

- ・洋式便器に取り付けることにより便器の座面を高くし、立ち座りの動作を楽にし、負担を軽減するものです。
- ・固定型と取り外し型があります。高さを考慮の上、選定する必要があります。

用途・適用の留意点

- ・利用者の膝下の長さに合わせることが重要です。ただし、一般使用にあたっては座面が高すぎて家族との共有が困難な場合もあります。
- ・便器とのマッチングの確認が必要です。また、温水洗浄機能の付いた便座などに取り付けた場合、その機能が使用できなくなる場合があるため確認が必要です。



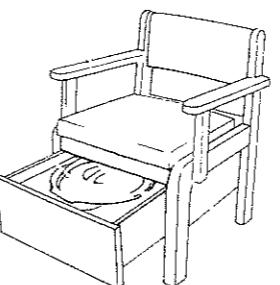
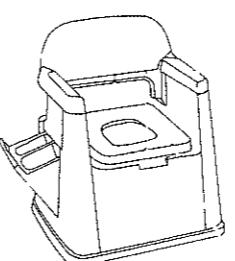
簡易昇降便座

用具の構造・特徴など

- ・電動又はスプリングにより昇降し立ち座りの動作を支援するものです。
- ・電動の場合、モーターや昇降機の脚の部分があるため、スペースが必要となります。
- ・作動機構の違いにより、垂直昇降タイプと斜め昇降タイプがあります。
- ・車いすからの移乗がしやすいようにアームレストが取り外せるようになっています。

用途・適用の留意点

- ・立ち座りが困難な方や座位保持が不安定な方に有効です。
- ・斜め昇降タイプについては上昇時に下肢が十分に支持できない場合、前に滑りやすい点に注意が必要です。また、前方に体を押し出す形となるため、前方部にもスペースが必要となります。



ポータブルトイレ

用具の構造・特徴など

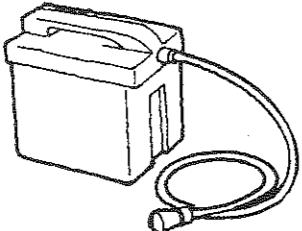
- ・椅子に汚物入れ（ボッド、バケツ）を取り付けた用具です。トイレまでの移動が不安定・困難な方が寝室等居室にて使用します。
- ・プラスティック製のスツール型、木製家具調のもの、金属製の脚がフレームとなっているコモード型など種々あります。
- ・アームレストがあるものについては移乗時に移動・取外しが可能なものもあります。
- ・設置場所の移動が楽なようにキャスター付きのものもあります。暖房機能や洗浄機能、消臭機能のついたものもあります。

用途・適用の留意点

- ・タイプによっては座位時の利用者の足の置き場や、用具の掃除のしやすさが異なるので、本人並びに家族の意向を確認することが必要です。

特殊尿器

ベッドから離れることができない場合に使用する福祉用具で、センサーで尿を感じ知し電動モーターにより自動的に尿を吸引するものです。



特殊尿器

用具の構造・特徴など

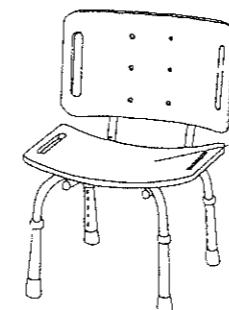
- ホースのついたレシーバー（尿器にあてるもの）部分と尿を溜めるタンク部分からなります。
- レシーバーは男性用と女性用があります。簡単に取り外して洗浄できます。
- 電動で吸引するためタンク部と体の位置の段差等は影響ありません。
- 総重量が8kg前後あり、容量は3リットル前後です。

用途・適用の留意点

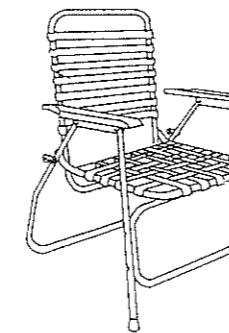
- レシーバーを尿器にあてるとき、センサーが尿を感じて電動モーターによって自動的に吸引します。
- 吸引等のためのスイッチ操作は必要ありません。
- 尿意はあるが、トイレまで移動が困難な場合や間に合わないおそれのある場合に使用します。

入浴補助用具

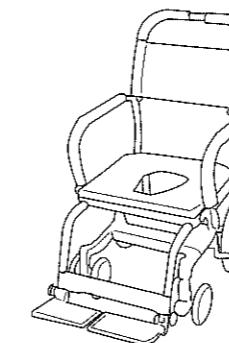
入浴補助用具は、座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする福祉用具で、「入浴用いす」、「浴槽用手すり」、「浴槽内いす」、「入浴台」、「浴室すのこ」、「浴槽内すのこ」があります。

**用具の構造・特徴など**

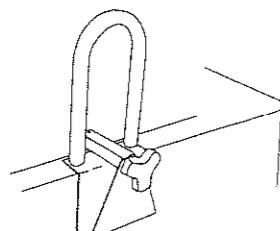
- 座面の位置が高く、立ち座りが楽にできるいすとなっています。座位保持が困難な方に背もたれやアームレストがついているものもあります。
- フレーム部分は樹脂、アルミ、ステンレスなど鋳びにくい材質からなっています。
- 座面の高さを調節できるものもあり、座面は水はけを考慮した加工（穴や溝など）が施されています。
- 折りたたみ式や移動できるようキャスター付のものもあります。

**用途・適用の留意点**

- 浴室の洗い場で用いるいすで、立ち座りに不安定な方、座位保持の困難な方に有効です。
- 座る人の姿勢保持能力を確認し、座る人の体形に合わせて座面・アームレストの幅などを考慮して選定することが必要です。
- 座面が高くなるので、足先を洗う時にかがまなくてはならなくなるため、足を乗せる小さな台を使用すると楽に洗うことができるようになります。
- キャスター付のものは室内移動を行う場合に廊下幅などサイズやスペースに留意が必要です。また、浴室内にすのこを置いている場合、いすの脚やキャスター部分が隙間に落ちないか確認する必要があります。



入浴用いす



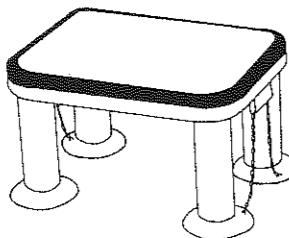
浴槽用手すり

用具の構造・特徴など

- 浴槽の縁にねじなどで挟み込み固定する手すりです。
- 手で持つ部分の向きが浴槽と直角のものと平行のものがあります。
- 家族が浴室を利用する場合などに取外しが可能です。

用途・適用の留意点

- 利用する人の体形等により荷重が大きい場合に外れたりする場合があるので注意が必要です。
- 浴槽をまたぐ場合に邪魔にならないよう設置位置に配慮が必要です。
- 住宅改修費の利用により浴室内壁面に手すりを取り付けることも可能であり、安定性はその方が増します。
- 浴槽の縁の幅や材質には留意が必要で、縁の形状によっては取り付けできないこともあります。材質によっては浴槽の縁自体が破損する場合があります。



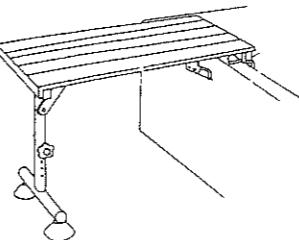
浴槽内いす

用具の構造・特徴など

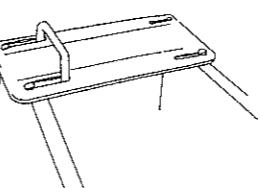
- 浴槽台とも呼ばれ、腰掛けることにより浴槽内における座面の高さを補い、立ち座りを楽にするものです。
- 材質は木製やポリプロピレン製など滑りにくいもので作られ、脚部は高さを調整できるものもあります。

用途・適用の留意点

- 座高に対して浴槽が深すぎる場合に、浴槽内での立ち座りを補助するためのいすです。
- いすの脚が滑らないか確認が必要です。
- 自重式と吸盤式があります。自重式の中には、側方にずれないように小さな吸盤が付いているものもあります。
- 浴槽内いすは、浴槽内に段差が生じてしまうため、いすに乗る場合には段差の昇降動作、方向転換動作の確認が必要です。



①



②

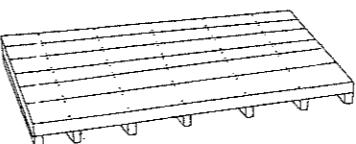
入浴台

用具の構造・特徴など

- 入浴台は腰掛けることにより、浴槽への出入りを容易にするものです。
- 一方の端を浴槽の縁にかけて固定するもの(①)、また両方の端を浴槽の縁にかけるバスボードと呼ばれるものがあります(②)。
- 座面は木製、ウレタン製、プラスティック製などのものがあります。
- 縁にかける方式のもの(①)は座面と脚部からなり、脚部で高さを調整できるものもあります。

用途・適用の留意点

- 浴槽の縁との接続部分の形状や、浴槽の材質に十分に配慮が必要です。
- ①では脚部の設置面部分が滑らないものを選び、設置時には設置面が安定するよう注意が必要です。座面が浴槽の高さに合うものを選び、座位が不安定な場合はアームレスト付のものもあります。
- バスボード(②)の場合、浴槽の外幅、内幅に合ったものを選び、接続する浴槽の縁の形状にも注意が必要です。
- 浴槽のまたぎ動作は、入浴台に座って足を上げながら浴槽の中にいる座位またぎになります。入浴台の厚みと浴槽の深さの関係で、入浴台に腰かけたとき浴槽の底に足が届かなくなる場合があるので、座位が不安定な方は注意が必要です。



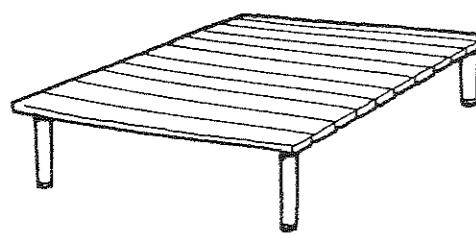
浴室内すのこ

用具の構造・特徴など

- 浴槽への出入りや浴槽をまたぐ際の高さを調整します。脱衣場からの段差解消にも利用できます。
- 材質は木製、イレクター、硬質プラスティックなどがあります。
- 高さ調整が可能のものもあります。使用環境に合わせて幅や広さ、高さを加工して使用するものが多くあります。

用途・適用の留意点

- 掃除の際に一枚板より分割できたほうが便利です。
- 板と板の隙間にはシャワーチェアの脚などが落ちないように注意が必要です。
- すのこを敷いた後の蛇口の位置等にも注意して設置をすることが必要です。
- 2分割・3分割にした場合、すのこを敷くとき方向が分からなくなることがあるので、印をつけるとよいでしょう。
- 材質により滑りにくさが異なります。
- 入浴直後に水を拭き取るなどメンテナンスが必要です。



用具の構造・特徴など

- 浴槽内に置いて浴槽への出入り時の高さを調整します。
- 材質は木製、イレクター、硬質プラスティックなどがあります。

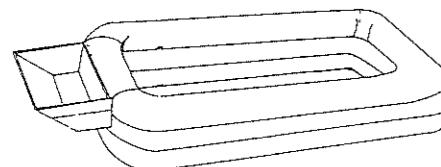
浴槽内すのこ

用途・適用の留意点

- 浴槽内で、すのこが動かないように、脚部が吸盤等滑り防止になっているものもあります。
- 基本的にオーダーメードです。取り外しがしやすいように指を入れられる隙間を作るとよいでしょう。

簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られます。取水又は排水のための工事を伴わないものです。



簡易浴槽

用具の構造・特徴など

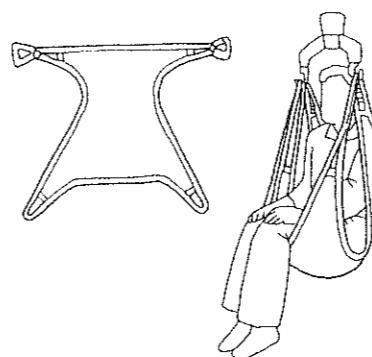
- 本体はビニールやポリウレタン製のものが多く、空気によって膨らますものです。
- 本体の浴槽部分、給排水ホース、防水シート、電動ポンプなどになります。
- 商品により多少サイズが異なります。
- 使用する場所の水回りを考え、給排水ホースを選ぶ必要があります。

用途・適用の留意点

- 給水・排水の方法を考慮の上、ホースの長さやポンプの型を選ぶ必要があります。
- 居室などで利用する場合、防水シートを敷きます。居室内での利用では結露等にも注意が必要です。
- 浴槽の出入りを介助で行うと介助者への負担が大きくなります。据え置き式リフトやベッド固定式リフトの検討も同時に行うといいでしょう。

移動用リフトの つり具の部分

移動用リフトは介護保険でのレンタル対象品ですが、つり具の部分は福祉用具購入になります。身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものに限ります。



移動用リフトのつり具の部分

用具の構造・特徴など

- リフトを使用する場合の利用者の体を包んで支えるシートがつり具です。
- つり具のタイプは、両足の大脚部分は別々に包む“脚分離型”、体全体を包み込む“シート型”、脇の下と大脚部の下にかかる二つのバンドからなる“セパレート型（ベルト型ともいう）”などのタイプがあります。
- 脚分離型とシート型は、頭の部分まで回り込んで支持するハイバック型と肩まで支持するローバック型があります。

用途・適用の留意点

- つり具が小さいとつったときに体を圧迫し、大きすぎると落下的危険があります。体格や身体状況に合ったものを選択しなければなりません。リフトのハンガーの幅に合ったものであることも重要です。また、ハンガーへの掛け易さ、滑り具合も介助にあたっての大変な要素となります。
- 脚分離型つり具はベッド上でも車いす上でも着脱が可能です。
- シート型のつり具はベッド上でないと装着が難しいですが、つり上げた際の姿勢は安定しています。
- シート型つり具は下肢が内転位になるので股関節に手術の既往がある方等可動域制限がある場合、痛みが生ずる可能性があるので注意が必要です。
- セパレート型は、トイレや入浴に適していますが、股関節に固定力があるなど利用者に一定の身体機能があることが条件となります。
- 一つのものをさまざまな目的で使うのではなく、使用状況に合わせて使い分けることが望ましいです。

住宅改修

住宅改修

I 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の対象範囲

種目	定義・説明	
1 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、貸与告示 ^{※1} 第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。	
2 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示 ^{※2} 第3項第5号に掲げる「浴室内外のこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。	
3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床 又は 通路面の材料の変更	具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。	
4 引き戸等への扉の取替え	引き戸を引き戸、折戸、アコードィオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、介護保険法に基づく保険給付の対象とならないものである。	
5 洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。	
6 1から5までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	(1) 手すりの取付け	手すりの取付けのための壁の下地補強
	(2) 段差の解消	浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
	(3) 床又は通路面の材料の変更	床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
	(4) 扉の取替え	扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
	(5) 便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るもの）を除く。便器の取替えに伴う床材の変更

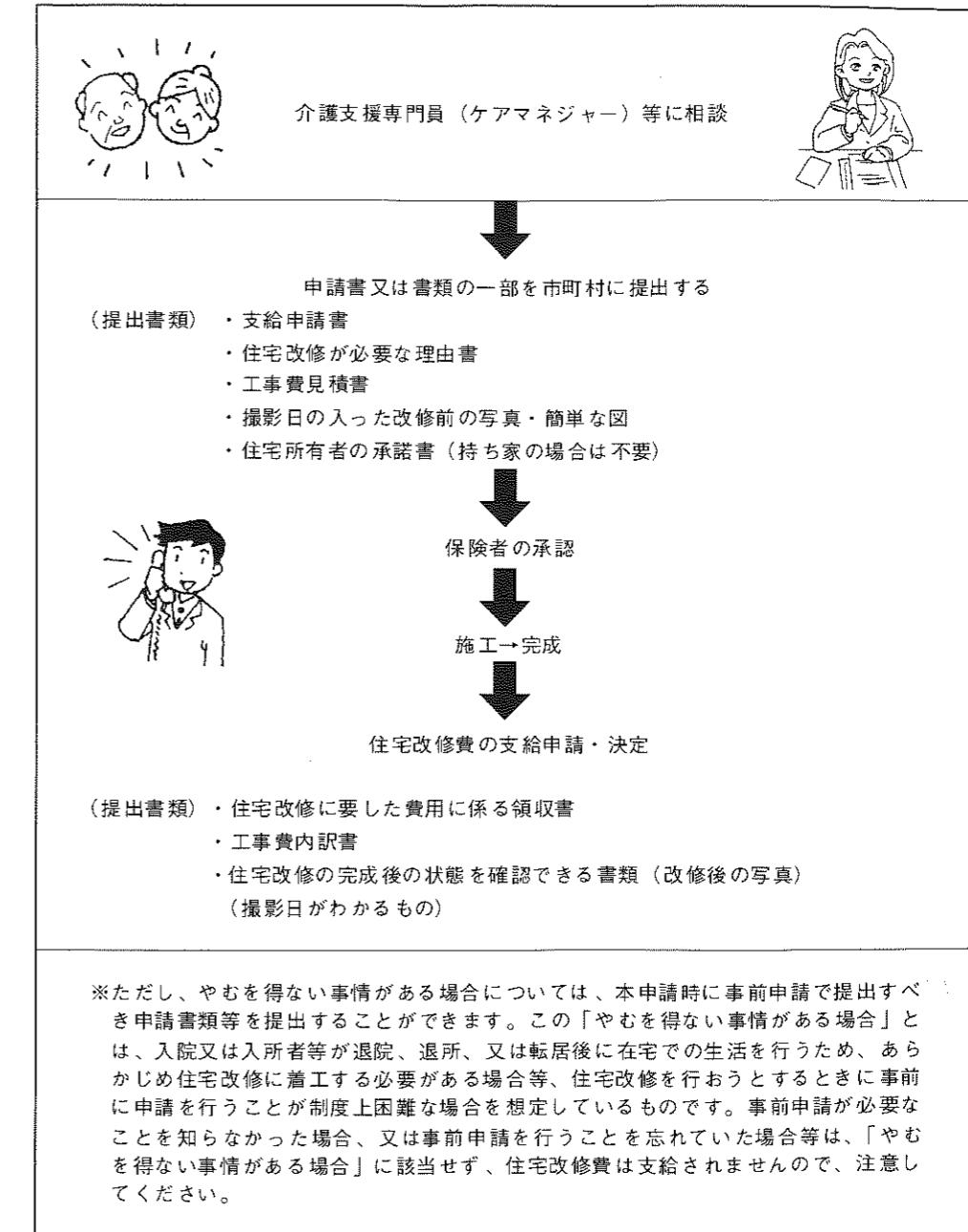
※1 「貸与告示」とは、平成11年3月31日厚生省告示第93号をいう。

※2 「購入告示」とは、平成11年3月31日厚生省告示第94号をいう。

住宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額は、20万円とする（一割は自己負担）。ただし、転居した場合や「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合については、再度住宅改修費の支給を受けることが可能となる。

2 サービス提供の流れ

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者（地域包括支援センターなど）、住宅改修を行う施工業者、市町村介護保険課等との連携が必要である。



介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ				被保険者証番号			
氏名							
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日						
住所							
電話番号	TEL ()						
住宅の所有者	本人との関係() ○本人以外の所有の場合には、「承諾書」が必要						
改修の内容	<input type="checkbox"/> 手すりの取付 <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 床材の変更 <input type="checkbox"/> 扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え						
施工業者名			着工予定日	平成 年 月 日			
見積金額	円 ○ 200,000円を超える金額の場合は、200,000円とします。						
提出書類	<input type="checkbox"/> 住宅所有者の承諾書（住宅の所有者が本人以外の場合。都営住宅の場合は「住宅模様替え届」） <input type="checkbox"/> 委任状（口座名義が本人以外の場合）、又は相続人届出書（本人が死亡している場合） <input type="checkbox"/> 見積書（改修の内容・箇所及び規模がわかるもの） <input type="checkbox"/> 改修予定の状態が確認できる書類（日付入りの工事前写真、工事前・工事後の図面） <input type="checkbox"/> 住宅改修が必要な理由書 P1・P2（原則、担当ケアマネジャーが作成）						
○○市長様	上記のとおり関係書類を添えて、住宅改修の事前承認を依頼します。 工事后、「完了届」を提出することにより、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 なお、上記申請内容に変更があった場合には、「完了届」のとおり申請します。						
平成 年 月 日 住所 【申請者】 氏名							
電話番号	(印) ()						

居宅介護・介護予防 住宅改修費を下記の口座に振り込み願います。

口座振込 依頼欄	銀行・農協 信用金庫・信用組合		本店 支店 出張所	種別 1普通預金 2当座預金	口座番号			
	金融機関コード				店舗コード			
フリガナ								
口座名義人								

3 理由書について

「住宅改修ハンドブック 自立支援のための住宅改修事例集」財団法人テクノエイド協会より

住宅改修における事前申請制度及び 「住宅改修が必要な理由書」について

1 事前申請制度の流れ

- 住宅改修における事前申請制度については、平成17年8月5日全国介護保険担当課長会議において、その方向性が示され、平成18年2月21日の全国介護保険担当課長会議ブロック会議資料において、その条文案が提示された。
- 制度導入後は、従来の事後申請であれば対処が困難であった悪質な事業者による（保険給付として適当でない）住宅改修の防止や利用者の身体の状態からは適当ではない住宅改修の防止も可能となり、制度導入の目的である「利用者保護」の観点において適切な制度運用が望まれる。

2 事前申請制度の留意事項

事前申請制度では、被保険者は、住宅改修を行おうとする前に、申請書又は書類の一部を市町村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これらの提出される書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、被保険者に対して、その確認結果を事前に教示することとする。

その際、市町村は、被保険者の誤解を招くことのないよう、住宅改修完了後に行われる住宅改修費の支給決定とは異なるものであることを合わせて説明する必要がある。

3 事前申請制度における「やむを得ない事情がある場合」

やむを得ない事情がある場合については、本申請時に事前申請で提出すべき申請書類等を提出することができます。この「やむを得ない事情がある場合」とは、入院又は入所者が退院、退所、又は転居後に在宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに事前に申請を行うことが制度上困難な場合を想定しているものです。事前申請が必要なことを知らなかった場合、又は事前申請を行うことを忘れていた場合等は、「やむを得ない事情がある場合」に該当せず、住宅改修費は支給されませんので、注意してください。

- ・ 口座ももすか、(1W)はせ大抵 もれま。
- ・ 入院中も 外出 手算金を作り、病院へ料金と一緒に 帰りま。
- ・ 計画書の2表に、住宅改修の箇所と専用機器の記載を用意。

住宅改修が必要な理由書（P1）
＜基本情報＞

利 用 者	被保険者 番号		年 齢	歳	生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	被保険者 氏名		要介護 認定 (該当に○)	要支援	要介護			
	住 所			1・2	経過的・1・2・3・4・5			

保 險 者	確認日	平成 年 月 日	作 成 者	現地確認日	平成 年 月 日
	氏名			作成日	平成 年 月 日
	評価欄			所属事業所	
				資格	※介護支援専門員でないとき

作 成 者	現地確認日	平成 年 月 日
	作成日	平成 年 月 日
	所属事業所	
	資格	※介護支援専門員でないとき
	氏 名	

連絡先	
-----	--

＜総合的状況＞

利用者の身体状況		福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定	
		改修前	改修後
<ul style="list-style-type: none"> ●車いす ●特殊寝台 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 その他 ● ● ● ● ● 		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護状況			
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか			

住宅改修が必要な理由書（P1）
＜基本情報＞

利 用 者	被保険者 番号	○○○○○○	年 齢	72 歳	生 年 月 日	明治・大正・昭和 ○○年○○月○○日	性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	被保険者 氏名	介護 花子	要介護 認定 (該当に○)	要支援	要介護			
	住 所	○○区○○1-2-3	1・2	経過的・1・2・3・4・5				

保 險 者	確認日	平成 ○○年 ○○月 ○○日	作 成 者	現地確認日	平成○○年○○月○○日
	氏名	○○ ○○		作成日	平成○○年○○月○○日
	評価欄			所属事業所	○○事業所
				資格	※介護支援専門員でないとき

連絡先	
-----	--

＜総合的状況＞

利用者の身体状況		福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定	
		改修前	改修後
<ul style="list-style-type: none"> ●車いす ●特殊寝台 ●床ずれ防止用具 ●体位変換器 ●手すり ●スロープ ●歩行器 ●歩行補助つえ ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト ●腰掛便座 ●特殊尿器 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 その他 ● ● ● ● ● 		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
介護状況			
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか			

記入例

住宅改修が必要な理由書（P 2）

P 1 の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作
②具体的な困難な状況 ③改善目的と改修の方針 ④改修項目を具体的に記入してください

住宅改修が必要な理由書（P 2）

P 1 の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作
②具体的な困難な状況 ③改善目的と改修の方針 ④改修項目を具体的に記入してください

記入例

活動	①改善をしようとしている生活動作	②具体的な困難な状況 〔…なので…で困っている〕 を記入してください。	③改善目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針〔…することで…が改善できる〕を記入してください。	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り (移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 手すりの取り付け <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室室内での移動 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他
その他の活動			<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/>

活動	①改善をしようとしている生活動作 【ポイント】現状の改善を必要とする動作について点チェックする。 今回改修の対象でない項目にはレ点チェックする必要はない。	②具体的な困難な状況 〔…なので…で困っている〕 を記入してください。	③改善目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針〔…することで…が改善できる〕を記入してください。	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input checked="" type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便器からの立ち座り (移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 居室からトイレの移動は、歩行杖だが杖を立てかける適切な場所がなく、また、歩行バランスも若干不安定で「見守り」が必要。便座からの立ち上がりの際に、支持する場所がないため、介助が必要。	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取り付け <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他
入浴	<input checked="" type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室室内での移動 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 (立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input checked="" type="checkbox"/> 居室から浴室への移動は「排泄」と同じ。浴室では杖は使えず、つかまる場所がないため、移動に不安がある。浴槽の50cmの縁高を一人でまたぐことができず、介助を必要としている。	<input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 <input type="checkbox"/> その他
その他の活動		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()	杖でなんとか台所へはいけるが、調理は杖なしで長時間立位作業をしなければならず、現状では困難である。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他()

参考（告示・通知など）



参考（告示・通知など）

ページ	種目	定義・説明
2ページ	福祉用具とは	介護保険法第8条第12項、第8条の2第12項
2~3ページ	福祉用具貸与の種目	「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」 (平成11年3月31日厚生省告示第93号)
4ページ	軽度者に対する判断基準	「厚生労働大臣が定める者等」 (平成12年厚生省告示第23号)
5~6ページ	軽度者に対する福祉用具貸与の制限	「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」 (厚生労働省老健局振興課 事務連絡 平成18年8月14日)
5ページ	軽度者に対する医学的な所見 算定の可否の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ●「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」 (平成18年老計発第0317001号 老振発第0317001号 老老発第0331016号) の一部改正 ●「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」 (平成12年老企第36号) ●「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について (老振発第0330001号 老老発第0330003号 平成19年3月30日)
10ページ	特定福祉用具とは	介護保険法第8条第13項、第8条の2第13項
10ページ	特定福祉用具の種目	<ul style="list-style-type: none"> ●「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」 (平成11年3月31日厚生省告示第94号) ●「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」 (平成12年1月31日老企第34号)
11ページ	福祉用具購入費の限度額	介護保険法第44条第4項
44ページ	住宅改修の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」 (平成11年3月31日厚生省告示第95号) ●「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」 (平成12年1月31日老企第34号) ●「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」 (平成12年3月8日老企第42号)
46~51ページ	住宅改修が必要な理由書	「住宅改修ハンドブック 自立支援のための住宅改修事例集」 財団法人テクノエイド協会

福祉用具を活用したケアプラン

発行日	平成20年3月
発行者	社団法人 日本福祉用具供給協会
	〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-6-13 寺本ビル
	TEL 03(3234)8281㈹ FAX 03(3288)3077
ホームページ	http://www.fukushiyogu.or.jp/
監修	加島 守（高齢者生活福祉研究所）
製作協力	財団法人テクノエイド協会